

子ども・子育て支援新制度への対応について

1 背景

子どもを産み、育てやすい社会を目指して平成24年8月22日に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年4月には、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となります。

今回の関連3法の一つである「子ども・子育て支援法」において、計画的な事業推進を図るため、市町村には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、同時に保護者や関係機関等の幅広いご意見を施策に反映させるため「子ども・子育て会議」の設置が要請されています。

このことから、平成27年4月の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて「津市子ども・子育て会議条例」を制定し事務を円滑に進めようとするものです。

2 子ども・子育て支援新制度の主な概要

(1) 幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園制度の改善

現行の「保育所」と「幼稚園」に加えて、幼児教育と保育、地域の子育て支援を総合的に提供する「幼保連携型認定こども園」について施設の認可手続きの簡素化や、施設型給付費等の財政支援の在り方など制度の改善が図られます。

(2) 保育需要の多様化に対応した地域型保育事業の推進

保育需要の多様化に柔軟に対応できるよう、少人数の子どもを対象とした「小規模保育」、「事業所内保育」などの地域型保育事業の位置づけや財政支援の明確化による事業の推進が図られます。

(3) 地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の推進

「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり」、「延長保育事業」、「病児・病後児保育事業」、「放課後児童クラブ」など、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の推進が図られます。

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て家庭の状況に応じた需要

- 【1号認定子ども】 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- 【2号認定子ども】 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 【3号認定子ども】 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- ※ 在宅で子育てを行う家庭の就学前子ども

ニーズ調査

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

《計画記載内容の骨子》

- 必要なサービス量の目標
- 施設等の確保の内容
- 施設整備やサービス提供の時期

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 保 育 所（児童福祉法）
- 幼 稚 園（学校教育法）
- 認定こども園（認定こども園法）

地域型保育給付

- 小規模保育
- 事業所内保育
- 家庭的保育 など

地域子ども・子育て支援事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 延長保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ など

審議機関

地方版「子ども・子育て会議」の設置

「子ども・子育て支援事業計画」の策定・進行管理などに、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映させるための審議機関

3 子ども・子育て会議の設置について

(1) 会議の設置

地方自治法第138条の4第3項及び子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに係る施策の円滑な実施を図るため、条例による「津市子ども・子育て会議」を設置します。

(2) 所掌事務

- ア 施設型給付の対象となる「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」の利用定員に関する事
- イ 地域型保育給付の対象となる「小規模保育」、「事業所内保育」などの利用定員に関する事
- ウ 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定又は変更に関する事
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事

(3) 構成員

子どもの保護者、幼児教育・保育両分野の関係者、学識経験者など20人以内の委員で構成します。

(4) 会議の運営

会長、副会長は委員の互選によるものとし、会議は必要に応じて会長が招集するものとします。

なお、会議の庶務は健康福祉部において処理します。

(5) 委員の任期

委員の任期は2年とします。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

(6) 今後の対応

津市子ども・子育て会議条例の制定に係る議案を平成25年第3回市議会定例会に提出する予定です。

○地方自治法（抜粋）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 略

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 略

（参考）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 略

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 略

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 略

2 略

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 略

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 略

2～6 略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 略